

平成30年7月から 「視覚障害」に関する

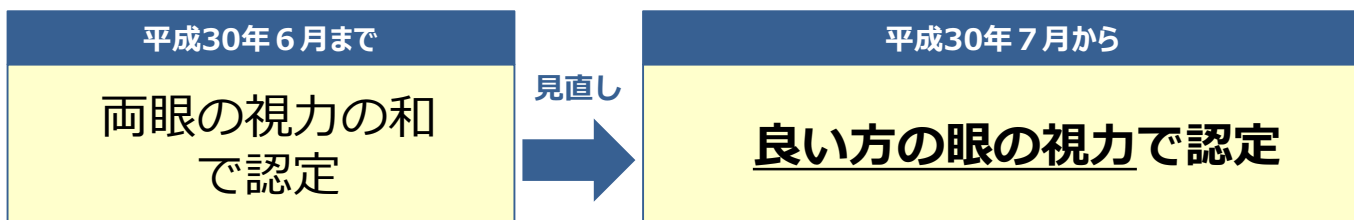
身体障害者手帳の認定基準が変わります

ご注意ください

視覚障害の認定基準に関して、日本眼科医会、日本眼科学会等より、見直すべき点があるとの指摘がありました。

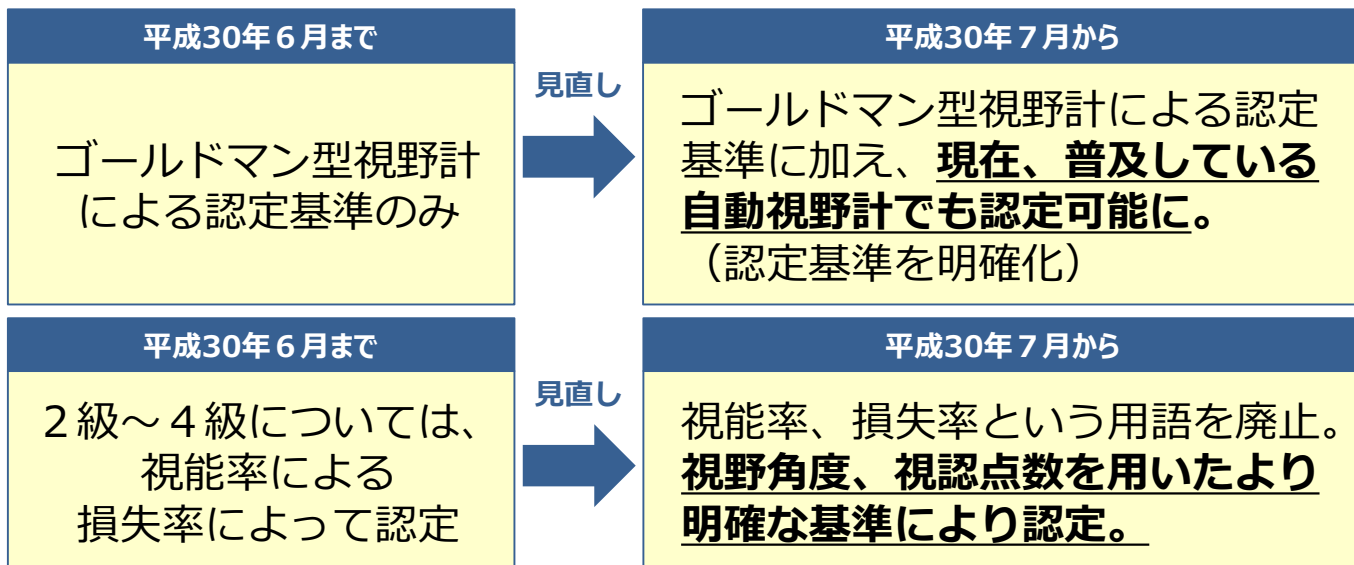
その指摘を受けて医学的見地から検討を行い、平成30年7月から身体障害者手帳の認定基準を、下記の通り見直すこととなしたので、ご注意ください。

「視力障害」の認定基準について



※ 日常生活は両眼開放で行っている等の理由によって、上記のように判定方法を変更しました。

「視野障害」の認定基準について



平成30年7月1日以降に作成された診断書・意見書を添付した申請から新たな認定基準の対象になります。

裏面に認定基準の一覧を掲載していますので、ご参照ください。



視覚障害の具体的な認定基準

見直し

上段	視力の和
下段	等級

他方の眼の視力

【現行】

0.1																		0.25				
0.09																		0.185	0.195			
0.08																	0.165	0.175	0.185			
0.07																	0.145	0.155	0.165	0.175		
0.06																	0.124	0.135	0.145	0.155	0.165	
0.05																	0.14	0.114	0.124	0.134	0.144	0.154
0.04																	0.083	0.094	0.104	0.114	0.124	0.134
0.03																	0.063	0.073	0.083	0.093	0.103	0.113
0.02																	0.043	0.053	0.063	0.073	0.083	0.093
0.01																	0.022	0.032	0.042	0.052	0.062	0.072
0																	0.2	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7
																	0	0.01	0.02	0.03	0.04	0.05

他方の眼の視力

【平成30年7月～】

0.1																							
0.09																							
0.08																							
0.07																							
0.06																							
0.05																							
0.04																							
0.03																							
0.02																							
0.01																							
0～手動弁																							

良い方の眼の視力

良い方の眼の視力

	ゴールドマン型視野計		自動視野計	
	I/4 視標	I/2 視標	両眼開放エスターマンテスト視認点数	10-2 プログラム両眼中心視野視認点数
2 級	周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下	両眼中心視野角度 28度以下	70点以下	20点以下
3 級		両眼中心視野角度 56度以下		40点以下
4 級		X		X
5 級	両眼による視野が2分の1以上欠損	X		100点以下
		両眼中心視野角度 56度以下	X	

ご不明な点、その他の詳細については、以下の担当窓口までお問い合わせください。

認定基準の詳細は、こちらまで
心身障害者総合相談所医務課認定係 (011-613-5455)

北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課 (011-204-5264)